

日行連発第1912号
令和4年3月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

所得税法等の一部改正に伴う行政書士法の一部改正について（周知）

令和4年3月22日、昨年12月24日付で閣議決定された令和4年度税制改正大綱に基づく「所得税法等の一部を改正する法律案（一括整備法）」が可決・成立し、行政書士法が改正されました。

当該一括整備法においては、財務大臣が、在職期間内に税理士法違反行為を行った「税理士であった者（元税理士）」に対し、「懲戒処分を受けるべきであった旨を決定」することができることとし、その決定を受けた者に対しては、懲戒処分に準じ、一定期間の再登録を認めないとする税理士法の改正がなされました。これを受け、行政書士法においてもこの「懲戒処分を受けるべきであった旨の決定」を受けた元税理士について、一定期間行政書士として登録できないこととする旨を欠格事由に追加するための改正が行われたものです。

なお、行政書士法の一部改正に係る施行期日は、令和5年4月1日とされています。

各単位会におかれましては、別紙資料をご確認のうえ、会員への周知につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別紙】

- ・所得税法等の一部を改正する法律案（抜粋）

以上